

日時 令和6年12月16日 16時00分
場所 キングアンバサダーホテル

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて (総務課)

以前からお伝えしているとおり、申告書等控えへの收受日付印の押なつは、従来、納税者等が申告書等を提出した事実を明らかにしておきたいとする要望に応えるため行ってきましたものですが、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に関する取組の進捗も踏まえまして、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月以降受取分から控えへの收受日付印及び通信日付印の押なつを取りやめることとし、納税者等においては必要に応じて、自身で申告書等の控えを作成及び保有、提出年月日の記録・管理を行うこととなりますので、改めて御理解と御協力をお願いいたします。

イ 対象範囲

提出者や提出方法等にかかわらず、国税当局に提出される全ての文書

※税務署で国税を納付した際に領収書に押なつされる領収日付印は收受日付印ではないので押なつ見直しの対象に含まれません。

ロ 令和7年1月以降の窓口等での申告書等提出があった場合

(イ) 窓口

納税者等が窓口において申告書等を提出する際に、控えを持参している場合は、必要に応じまして、別添1「窓口用リーフレット」を交付いたします。納税者1名につき1枚とし、同一の納税者から同時に申告書等が提出された場合でも、交付枚数は1枚となります。

なお、納税者等が複数の納税者分の申告書等を一括で提出した場合などは、提出された納税者の人数分のリーフレットを交付いたします。また、相続税の申告書や準確定申告書については、申告書の提出があった相続人の人数分のリーフレットを交付いたします。

併せて、税理士の方から納税者に交付するリーフレット以外に税理士の方の保管用としてリーフレットの交付希望があった場合は納税者の人数分のリーフレットを交付いたします。

(イ) 郵送

郵送で提出された申告書等については、切手が貼付された返信用封筒が同封された場合のみ別添2「郵送用リーフレット」を同封の上、返送いたします。

送付枚数につきましては、納税者1名につき1枚とし、同一の納税者から同時に申告書等が提出された場合でも、1枚となります。

なお、納税者等が複数の納税者分の申告書等を一括で提出した場合などは、提出された納税者の人数分のリーフレットを送付いたします。

また、相続税の申告書や準確定申告書については、申告書の提出があった相続人の人数分のリーフレットを送付いたします。

ハ 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法

確認方法は次のとおりです。

① 受信通知（e-Tax 提出者のみ）

② 申告書等情報取得サービス

※毎年5月1日に対象年分が更新され、直近年分を含む過去3年分の申告書等の情報が取得可能

③ 保有個人情報の開示請求

④ 税務署での申告書等の閲覧サービス

※閲覧サービスは、閲覧サービス運営指針において、納税者が申告書等を作成するにあたり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要はあると認められる場合を対象にしているところ、今後、当該指針を改正し、令和7年1月以降はこの対象に申告書等の提出の事実確認も含まれる予定です。

なお、確定申告期については、申告書等が大量に提出されるため、後のご利用をご案内いたします。

⑤ 納税証明書の交付請求

二 その他

ご不明点ある場合は、国税庁HP「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

【上記サイト】



【押なつ見直しに関するQ&A】



(2) 令和6年分確定申告期における閉庁日対応について

(総務課)

イ 閉庁日対応を実施する税務署

別添3「閉庁日対応税務署」のとおり

ロ 閉庁日対応をする日

令和7年3月2日（日）

なお、確定申告電話相談センターについても、令和7年3月2日（日）に閉庁日対応を行います。

ハ 対応業務

確定申告用紙の配付、申告相談及び確定申告書の收受

(3) e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

(総務課)

イ e-Tax利用可能時間（受付時間）

全日

▶ 24時間受付可能（メンテナンス時間を除く。）

（注1）メンテナンス時間については四半期ごとにe-Taxホームページに掲載しております。

（注2）確定申告書等作成コーナーについては、24時間利用可能ですが、e-Taxへ提出（送信）する場合には、メンテナンス時間を除いたe-Taxの利用可能時間内に行っていただく必要があります。

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク受付時間

令和7年2月3日(月)～3月17日(月)

▶ 2月3日(月)～2月14日(金) 月曜日～金曜日（祝日を除く。） 9時～18時

▶ 2月17日(月)～3月17日(月) 月曜日～金曜日（休日を除く。） 9時～20時

▶ 2月24日(月)、3月2日(日)、3月9日(日)、3月16日(日) 9時～17時

上記以外

▶ 月曜日～金曜日（祝日・休日及び12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時

(4) 国家公務員倫理法について (総務課)

国家公務員は法令により利害関係者からの金銭や物品の贈与等を受けることが禁止されています。利害関係者である税理士の皆様におかれましては、別添4「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」をご確認いただき、倫理の保持にご協力ください。

(5) 令和6年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和7年4月23日(水)

ロ 消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和7年4月30日(水)

令和6年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおり決定しております。関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

(6) 令和6年分確定申告体制等について (個人課税部門)

令和6年分確定申告につきましては、引き続き、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を推進していくこととしております。また、確定申告の広報につきましては、①マイナポータル連携による給与所得等の各種データの自動入力、②青色決算書等の作成機能のほか、令和7年1月以降は、③スマホ用電子証明書登録がAndroidでの使用が可能になること、④所得税における全てのe-Tax画面が統一される等、スマホ申告に関して、納税者の皆様がより利用しやすくなった旨の改善された項目等についてお知らせしていくこととしています。

なお、確定申告会場に来場された納税者の皆様に対しましては、来年以降、自宅等からのe-Tax申告へ円滑に移行していただけるよう、マイナンバーカード方式によるスマホを利用した申告書・決算書作成・送信を基本として対応していくこととしております。

税理士の先生方におかれましては、税務行政のDX、事業者のデジタル化に関する取組をご理解いただき、無料申告相談会場に従事の際には、スマホコーナーへの誘導・指導等につきましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

(7) 確定申告期間前の相談について (個人課税部門)

令和6年分確定申告期における確定申告会場は、確定申告期間前(令和7年1月6日(月)から2月14日(金))の税務署内確定申告会場の開設は行わず、各署とも令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの期間に開設・相談を行うことを基本とし、確定申告期間前に申告相談を希望した方へは、同年2月17日(月)から3月17日(月)の確定申告期間中に確定申告会場へお越しいただくよう、国税庁LINE公式アカウントを通じた「入場整理券」の事前発行の案内を行うこととしています。

なお、何かしらご事情等により令和7年2月14日(金)以前の相談を希望される方については、事前予約定着のため、事前に相談日時等の電話予約が必要となるため、令和6年12月中旬以降、令和7年2月14日(金)以前にお相談を希望される方の事前予約の受付を開始します。

また、事前予約がなく来署された納税者等の皆様に対しては、①確定申告期間中の確定申告会場への案内、②翌日以降の事前予約や、③自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を案内することとしています。

(8) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

イ 無料申告相談の日程等について (熊谷署)

(イ) 場所 上柴公民館 大会議室2 (アリオ深谷3階)

(ロ) 期間 令和7年2月17日(月)から2月27日(木)の8日間

(ハ) 人員 延べ64人

※ 令和6年分の確定申告につきましては、昨年に引き続き、納税者ご自身のスマートフォンによる申告相談も予定しておりますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

ロ 電話相談による申告相談業務 (関信局)

(イ) 期間 令和7年1月15日(月)から3月17日(月)

(ロ) 人員 延べ1,750人

ハ 協議派遣方式による申告相談

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣方式による申告相談においては、代理送信によるe-Taxの利用をお願いいたします。

なお、国税局から操作マニュアル等が提供され次第、お知らせいたします。

(9) 相続税申告でe-Taxを利用する際の利用者識別番号の確認について

(資産課税部門)

別添5 「「利用者識別番号」が不明な場合はコレで確認」

相続税の申告でe-Taxを利用する際に、財産取得者の利用者識別番号の取得状況が不明の場合には、これまでに、財産取得者ごとに「変更等届出書」を作成の上、各財産取得者の住所地の税務署に送信して確認する必要がありました。令和6年12月2日からは、別添5の裏面に記載の方法で「変更等届出書」を作成して送信することで、複数人分の利用者識別番号の確認が一度にできるようになりました。

e-Taxの利便性は年々向上しておりますので、引き続き、相続税e-Taxの積極的な利用をお願いいたします。

(10) 「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録について (酒類指導官)

日本の伝統的なこうじを使った酒造り技術である「伝統的酒造り」を令和3年(2021年)に文化財として登録。現在、ユネスコ無形文化遺産への登録の提案をしており、令和6年11月5日に無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より記載の勧告がなされ、ユネスコ無形文化遺産公式サイトにおいて公表されたところです。

本勧告を受け、令和6年12月2日から7日の間に南米パラグアイで開催される第19回政府間委員会において正式に決定する見通しです。

実現すれば国内で 23 件目となり、既にユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食」「和紙」と併せて訪日外国人（インバウンド）集客など海外への P R の起爆剤として期待されるところです。（別添 6）

【掲載場所】

国税庁ホームページ > 利用者別情報 > お酒に関する情報 >

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒づくり技術について



(11) 第 95 回関東信越国税局酒類鑑評会について

（酒類指導官）

関東信越国税局では、酒類の品質評価を通じて、酒造技術の進歩・発展を促し、酒類の品質向上を図ることで、酒類業の健全な発達に資することを目的として、酒類鑑評会を開催しております。

関東信越国税局において審査が行われ、令和 6 年 11 月 14 日（木）に表彰式が開催されました。

また、出品数及び受賞製造場は別添 7 のとおりです。

【掲載場所】

国税庁ホームページ > 利用者別情報 > お酒に関する情報 > 各種施策

情報、資料等 > 各国税局における酒類鑑評会の結果 > 関東信越国税局

> 第 95 回関東信越国税局酒類鑑評会



5 県税事務所からの連絡事項

個人事業税の照会文書の発送について

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方及び医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方に対して、個人事業税の算出のため、照会文書を発送します。（別添 8）

つきましては、各照会の明細書を回答期限まで御提出をお願いします。

イ 発送予定日 令和 6 年 12 月 20 日（金）

ロ 回答期限 令和 7 年 3 月 21 日（金）